

## 参 考 資 料 ( 目 次 )

資料 1	「少年」の定義 .....	1
資料 2	非行少年及び不良行為少年の検挙・補導人員の推移 .....	2
資料 3 - 1	「安全・安心に関する特別世論調査」の概要（平成 16 年 7 月内閣府政府 広報室） .....	3
資料 3 - 2	少年非行に関する世論の動向（世論調査結果より） .....	4
資料 4	各種施策大綱、計画等における少年非行対策に関する規定内容 .....	5
資料 5	青少年をめぐる最近の主な動き（国の施策等）（平成 13 年 1 月～） .....	6
資料 6	少年の非行対策にかかわる主な機関・専門家等 .....	7

## 「少年」の定義

### ● 非行少年

「犯罪少年」、「触法少年」及び「ぐ犯少年」の総称

#### ◆ 犯罪少年

罪を犯した14歳以上20歳未満の者

#### ◆ 触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者

#### ◆ ぐ犯少年

次に掲げる事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

正当の理由がなく家庭に寄りつかないこと。

犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。

自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

### ● 不良行為少年

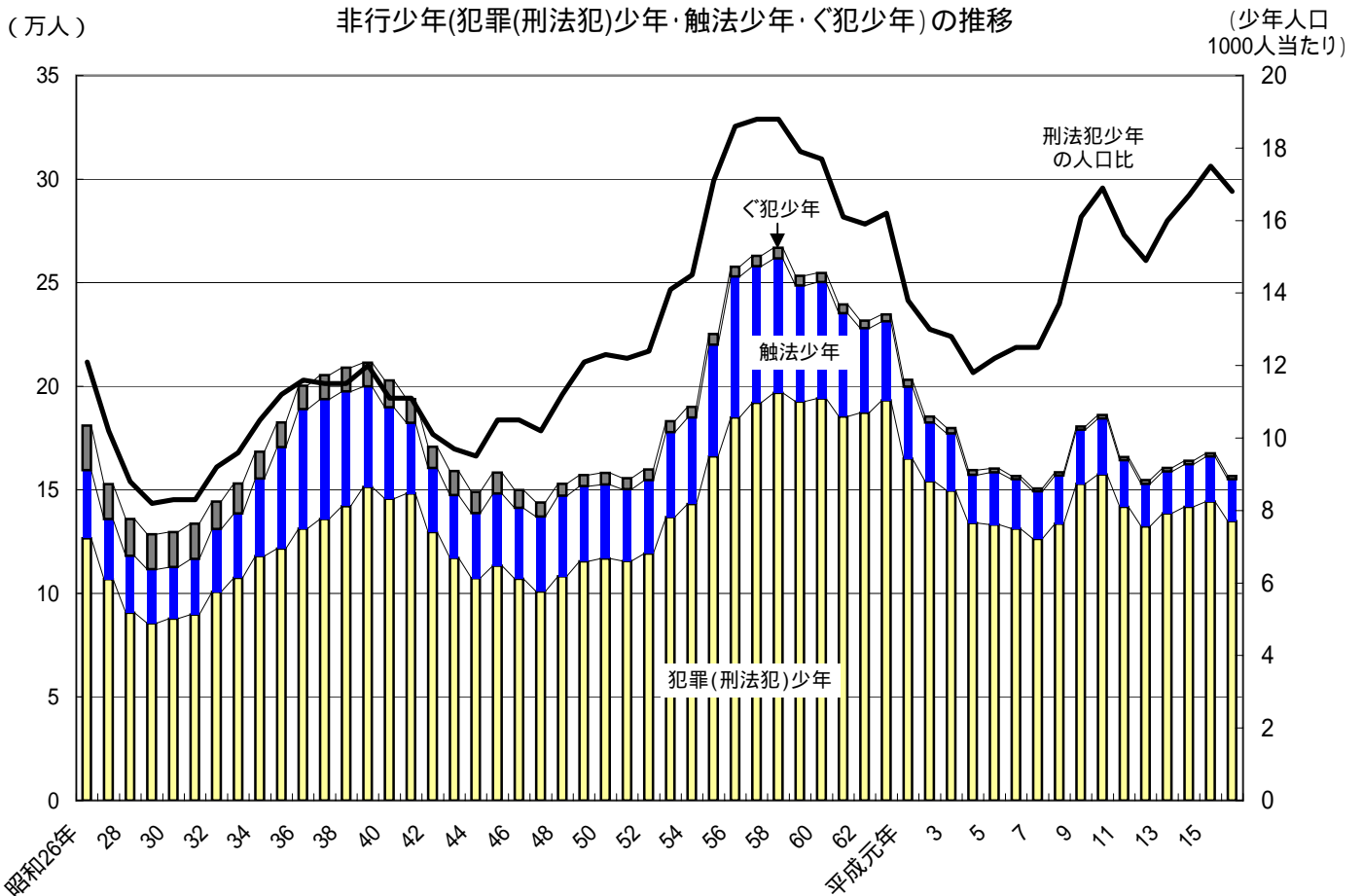
非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為(=不良行為)をしている少年

不良行為の例

- ・飲酒 ・喫煙 ・薬物乱用 ・粗暴行為 ・刃物等所持 ・金品不正請求 ・金品持ち出し
- ・性的いたずら ・暴走行為 ・家出 ・無断外泊 ・深夜はいかい ・怠学
- ・不健全性的行為 ・不良交友 ・不健全娯楽 等

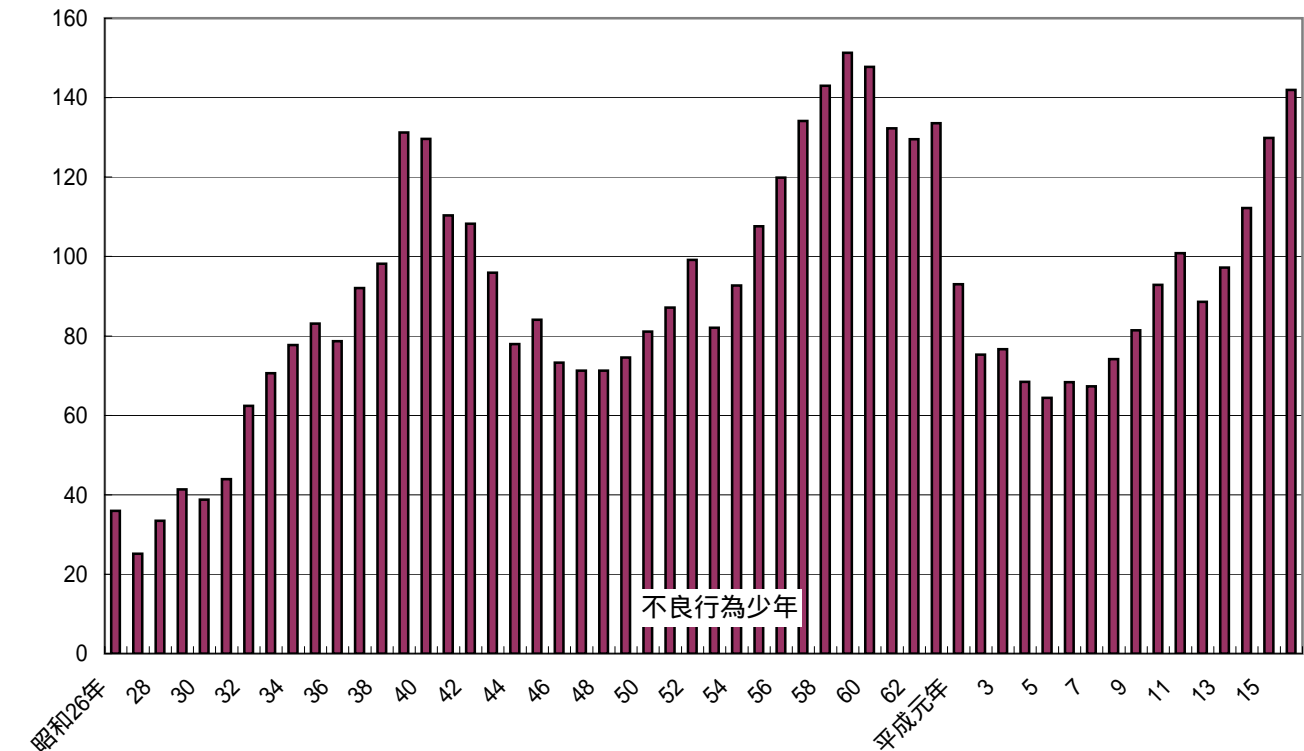
(注) 上記の各少年の定義は、「少年法」(昭和23年法律第168号)及び「少年警察活動規則」(平成14年9月27日国家公安委員会規則第20号)の規定による。

非行少年及び不良行為少年の検挙・補導人員の推移



- (注) 1. 警察庁の統計に基づき当省が作成した。  
 2. 特別法犯少年及び触法少年(特別法犯)並びに交通関係法令違反を除く。  
 3. 「刑法犯少年の人口比」とは、14歳以上20歳未満の少年人口1,000人当たりの刑法犯少年検挙人員数である。

不良行為少年の補導人員の推移



- (注) 警察庁の統計に基づき当省が作成した。

## 「安全・安心に関する特別世論調査」の概要（平成16年7月内閣府）

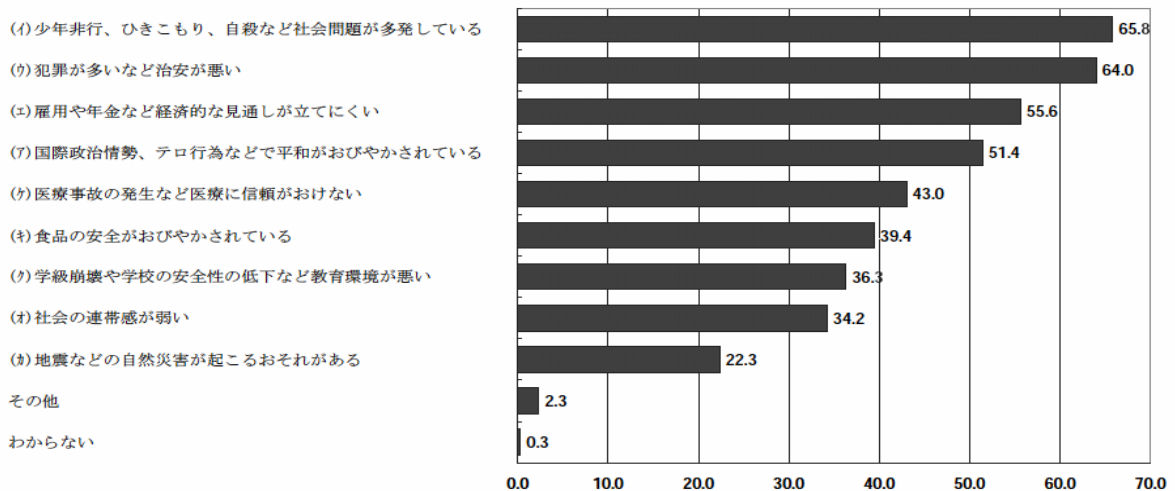
調査対象： 全国20歳以上の者3,000人（有効回収数2,136人（回収率71.2%））  
 調査期間： 平成16年6月10日～6月20日

## 1（問）今の日本は安全・安心な国か？

- ・ そう思う 39.1%
- ・ そう思わない 55.9%

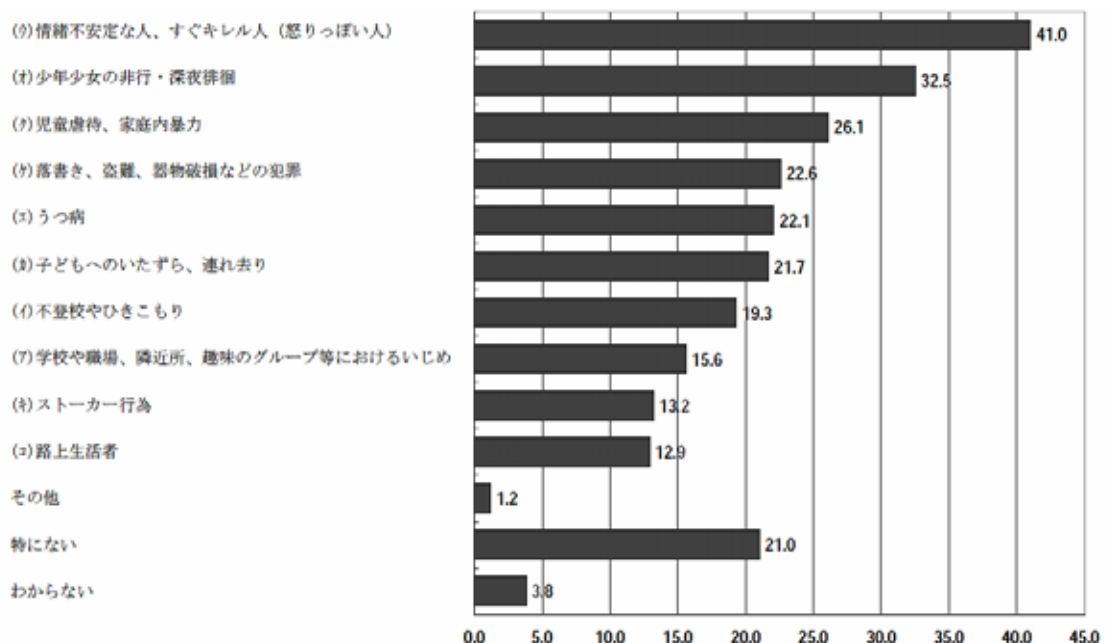
## 2（問）安全・安心でない理由（複数回答、「そう思わない」と答えた者（1,196人）の回答上位4項目）

- ・ 少年非行、ひきこもり、自殺など社会問題が多発している 65.8%
- ・ 犯罪が多いなど治安が悪い 64.0%
- ・ 雇用や年金など経済的な見通しが立てにくい 55.6%
- ・ 国際政治情勢、テロ行為などで平和がおびやかされている 51.4%



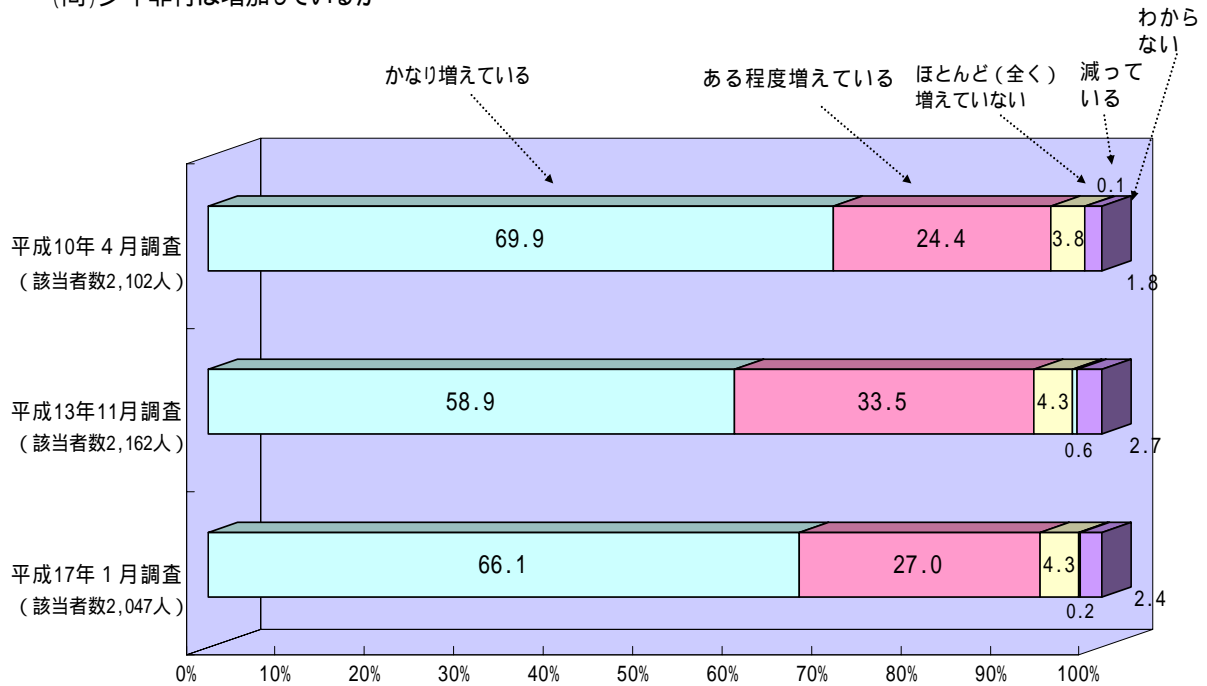
## 3（問）社会の安全や安心にとって懸念されることで、最近、あなたの身近で以前に比べて増えたと感じるものは何か？（複数回答、上位3項目）

- ・ 情緒不安定な人、すぐキレル人（怒りっぽい人） 41.0%
- ・ 少年少女の非行・深夜徘徊 32.5%
- ・ 児童虐待、家庭内暴力 26.1%



### 少年非行に関する世論の動向 (世論調査結果より)

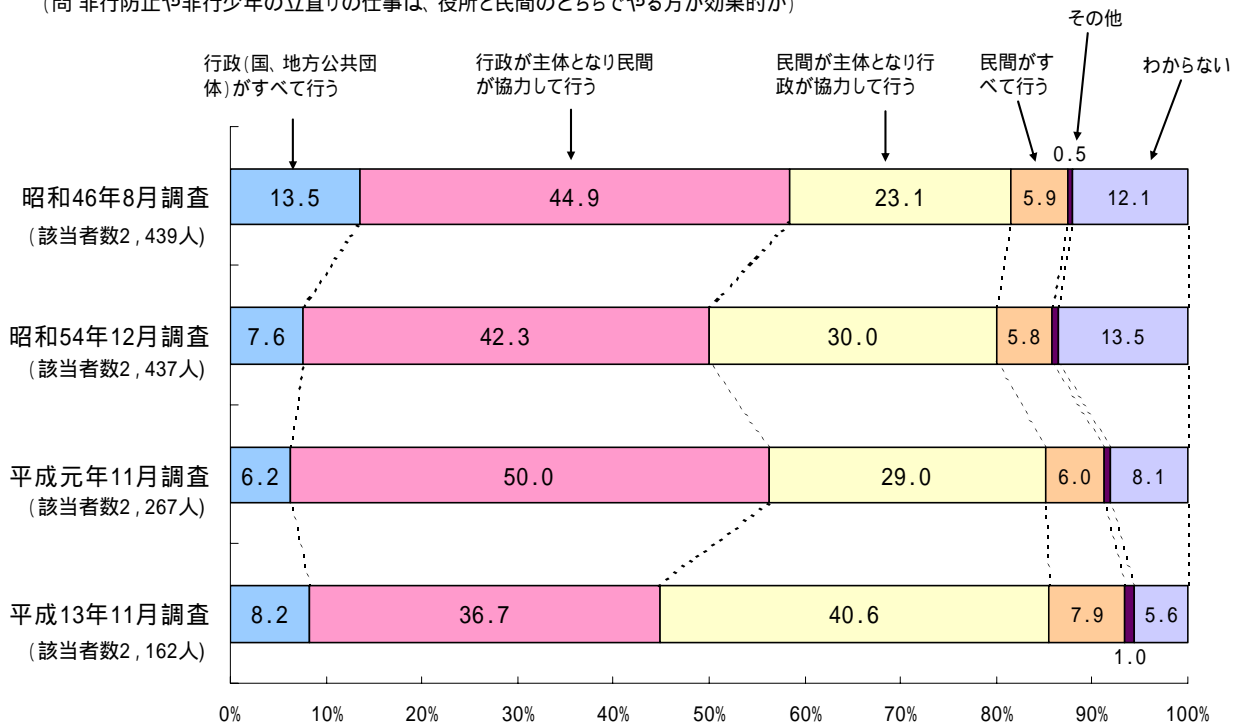
(問)少年非行は増加しているか



(注) 「青少年の非行等問題行動に関する世論調査」(平成10年4月)、「少年非行問題等に関する世論調査」(平成13年11月)及び「少年非行等に関する世論調査」(平成17年1月、いずれも内閣府)に基づき当省が作成したものである。

### 非行防止、非行少年の立直りのための活動主体

(問 非行防止や非行少年の立直りの仕事は、役所と民間のどちらでやる方が効果的か)



(注) 「更生保護に関する世論調査」(昭和46年8月、昭和54年12月、平成元年11月)及び「少年非行問題等に関する世論調査」(平成13年11月)の結果に基づき当省が作成したものである。

なお、「少年非行等に関する世論調査」(平成17年1月)には、該当する質問がない。

各種施策大綱、計画等における少年非行対策に関する規定内容

「青少年育成施策大綱」(平成15年12月9日青少年育成推進本部決定)

(3) 少年非行対策等社会的不適応への対応

- 1) 少年非行対策
  - ・ 少年非行対策への総合的取組
  - ・ 非行防止、多様な活動機会・場所づくり、相談活動
  - ・ 補導活動
  - ・ 関係者の連携したサポート体制の構築
  - ・ 事件の捜査・処理
  - ・ 施設内処遇
  - ・ 更生保護、自立支援
  - ・ 立ち直り支援
  - ・ 処遇全般の充実・多様化
  - ・ 非行少年の家族への働きかけ
  - ・ いじめ・校内暴力対策
  - ・ 非行集団対策
  - ・ 被害者への配慮

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)

第2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

- 1 少年犯罪への厳正・的確な対応
  - (1) 少年犯罪対策のための体制の整備
  - (2) 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進
  - (3) 非行少年の保護観察の在り方の見直し
  - (4) 少年院における処遇の充実強化
  - (5) 触法少年事案に関する調査権限等の明確化
  - (6) 少年法制とその運用上の問題点に関する検討
- 2 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組
  - (1) 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置
  - (2) 暴走族等の非行集団対策の推進
  - (3) 少年に対する暴力団の影響の排除
  - (4) 深夜徘徊や家出を抑制するための取組の推進
  - (5) 有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化
  - (6) インターネット上の有害コンテンツ対策の推進
  - (7) 少年及び保護者に対する相談活動の強化
  - (8) 非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上
  - (9) 学校における道徳教育の推進
  - (10) 家庭における教育・啓発の充実
  - (11) 地域社会における教育と少年の居場所づくりの促進
  - (12) 社会適応上支援を必要とする少年への積極的対応
  - (13) 不登校、ひきこもりの少年に対する社会参加の支援
  - (14) 児童自立支援施設の充実等
- 3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化
  - (1) 関係機関等の連携による少年サポートチームの普及促進
  - (2) 少年問題に関する共同研究

「薬物乱用防止新五か年戦略」(平成15年7月29日薬物乱用対策推進本部決定)

目標1：中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。

- (1) 学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実
- (2) 有職・無職少年に対する教育・啓発機会の確保
- (3) 地域における薬物乱用防止に関する指導の充実
- (4) 広報啓発活動等を通じた薬物根絶意識の醸成
- (5) 関係機関等による相談体制の整備
- (6) 街頭補導活動の強化とその協力体制の整備
- (7) 少年の再乱用防止対策の充実強化

## 青少年をめぐる最近の主な動き(国の施策等)(平成13年1月～)

年	月	主な施策・事業等
平成13年	1	中央省庁再編により、新たな体制での青少年行政がスタート(6日) 青少年行政に係る総合調整機能を内閣府に移管 「青少年対策推進会議」を「青少年育成推進会議」に改変
	2	関係府省による「青少年育成推進会議」において、「青少年育成推進要綱」を策定。 「少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置」を申合せ(28日)
	4	少年法等の一部改正法施行(刑事処分可能年齢の引き下げ(16歳以上から14歳以上)等) (1日)
	6	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」一部改正法公布(テレフォンクラブ等 に対する規制の整備等、平成14年4月施行)(20日)
	7	「学校教育法」及び「社会教育法」一部改正法公布・施行(学校におけるボランティア活動な ど社会奉仕体験活動、自然体験活動等の充実等を規定)(11日)
	10	青少年育成推進会議は「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」を申合せ(19日)
平成14年	4	内閣府は「青少年の育成に関する有識者懇談会」を開催(基本理念や中長期ビジョンを明らか にするための「青少年プラン(仮称)」策定に向け議論を開始)(25日)
	7	中央教育審議会は「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申(29日)
	10	青少年育成推進会議は「青少年育成推進要綱」を改正。また、「出会い系サイト」に係る児 童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置」を申合せ(21日)
平成15年	4	青少年の育成に関する有識者懇談会が報告書を内閣官房長官に提出(15日)
	6	「青少年育成推進会議」に代わり、内閣府に「青少年育成推進本部」を設置(10日) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」公布 (平成15年9月施行)(13日)
	7	内閣府の少年補導センターの在り方等に関する研究会が「少年補導センターの在り方につい て」を発表
	9	「少年非行対策のための提案」(鴻池肇国務大臣)を総理報告(18日)
	10	青少年育成推進本部は「青少年相談機関の連携に関する調査報告書」を発表
	12	青少年育成推進本部は「青少年育成施策大綱」を策定(9日) 同本部に「少年非行対策課長会議」及び「青少年育成推進課長会議」を設置(26日)
	平成16年	1
4		青少年育成推進課長会議は「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」を申合せ(7日) 「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正法公布(平成17年1月から順次施行)(14日) 「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」の制定(警察庁次長通達 22日)
9		少年非行対策課長会議は「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」を申合 せ(10日)
12		児童福祉法の一部改正法(児童虐待、不良行為児童に対する相談・保護活動における体制強化 等)公布(平成17年4月及び18年4月施行)(3日) 警察庁の少年非行防止法制に関する研究会が「少年非行防止法制の在り方について」を提言(9 日)
平成17年		風営法の一部改正法(少年警察関係係ラテア(少年指導員)の権限強化を含む。)が第162国 会で審議 少年法の一部改正法(触法少年等に対する警察の調査、少年院送致を可能とするなどの改正) が第162回国会で審議予定

(注)平成16年版青少年白書の参考資料等に基づき、当省が作成した。

## 少年の非行対策にかかわる主な機関・専門家等（未定稿）

## &lt; 国 &gt;

保護観察所の保護観察官、保護司

【保護観察所 50 カ所、保護観察官 1,114 人（平成 16 年 4 月）、保護司 49,389 人（平成 16 年 1 月）】

少年刑務所及び少年院の教官

【少年刑務所 8 カ所、少年院（本院・分院）53 カ所、少年院教官 2,176 人（平成 16 年 4 月）】

少年鑑別所の教官

【少年鑑別所 52 カ所、810 人（平成 16 年 3 月）】

家庭裁判所調査官

【家庭裁判所 152 カ所、調査官：約 1,500 人（平成 15 年）】

法務局・地方法務局の人権擁護委員、子どもの人権専門委員

【法務局 50 カ所・支局 286 カ所、人権擁護委員 13,936 人（平成 16 年 1 月）、子どもの人権専門委員（人権擁護委員の中から選任）約 700 人（平成 16 年）】

## &lt; 都道府県 &gt;

都道府県庁の少年非行対策にかかわる担当者（青少年育成担当課、教育委員会等）

【47 都道府県】

少年サポートセンターの少年補導職員等警察職員、少年補導員等ボランティア

【少年サポートセンター約 180 カ所、少年補導職員約 1,000 人、少年相談専門職員約 100 人、少年補導員約 51,000 人、少年警察協助力員約 1,000 人、少年指導委員約 6,000 人（平成 15 年 4 月）】

児童相談所の児童福祉司、児童委員（民生委員）等

【児童相談所：182 カ所、児童福祉司 1,733 人（平成 15 年 5 月）、児童委員 206,150 人、主任児童委員 20,777 人（平成 16 年 12 月）】

家庭児童相談室、教育相談機関の相談員

【家庭相談室 958 カ所、家庭相談員 1,605 人（平成 14 年 10 月）、教育相談機関 227 カ所、教育相談員 1,798 人（平成 15 年度）】

自立支援施設の教員

【自立支援施設 57 カ所、児童自立支援専門官 754 人、児童生活支援員 256 人（平成 14 年 10 月）】

自立支援ホームの職員

【自立支援ホーム 26 カ所（平成 16 年）】

高等学校の生徒指導担当教員、スクールカウンセラー等

【中・高等学校の生徒指導担当教員 16,407 人、中・高等学校の進路指導担当教員 15,926 人（平成 15 年 5 月）、スクールカウンセラー設置校 564 校（平成 15 年度）】

保健所・保健センター

【保健所：566 カ所（平成 16 年 5 月）、公衆衛生医師 1,177 人（平成 16 年 10 月）】

精神保健福祉センター

【精神保健福祉センター 62 カ所、精神保健福祉士 264 人、精神保健福祉相談員 150 人（平成 15 年度）】



< 市町村 >

市町村の少年非行対策に係る担当者（青少年育成担当課、教育委員会、児童・教育相談担当等）

【市町村数 2,399（平成 17 年 4 月見込）】

少年補導センターの少年補導委員

【少年補導センター 705 ヲ所、少年補導委員約 73,000 人（平成 14 年 11 月）】

小学校、中学校の生徒指導担当教員、スクールカウンセラー等

【中・高等学校の生徒指導担当教員 16,407 人（平成 15 年 5 月）中・高等学校の進路指導担当教員 15,926 人（平成 15 年 5 月）スクールカウンセラー設置校 6,377 校（平成 15 年度）】

教育相談機関の相談員

【教育相談機関 1,973 ヲ所、教育相談員 5,552 人（平成 15 年度）】

< その他 >

児童生徒（小学校 5 年生、中学 2 年生及び高校 2 年生）

【小学校（公・私）23,420 校、5 年生 1,202,961 人、中学校（公・私）11,102 校、2 年生 1,237,042 人、高等学校（公・私、全日制）5,254 校、2 年生 1,194,979 人（平成 16 年度）】

児童生徒の保護者

更生保護施設の職員

【更生保護施設 101 ヲ所、職員 581 人（平成 16 年 4 月）】

地域の犯罪防止活動を行うボランティア（BBS 会など）町内会、青年団等

【BBS 会：6,024 人（平成 16 年 4 月）町内会（公民館）：17,947 ヲ所（平成 14 年 10 月）】

病院等医療機関

【精神病床を有する病院：1,661 ヲ所（平成 15 年 10 月）】